特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	国民年金に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
阿波市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
阿波市長

公表日
令和5年12月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法等に基づき、各種届出・申請・請求の受理・審査及び日本年金機構への報告（進達）等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出の受理・審査及び日本年金機構への報告 ②裁定請求の受理・審査及び日本年金機構への報告 ③国民年金保険料免除・若年者納付猶予及び学生納付特例の申請受理・審査及び日本年金機構への報告 ④日本年金機構への所得情報提供 ⑤日本年金機構との協力・連携事務
③システムの名称	国民年金システム

2. 特定個人情報ファイル名
国民年金情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一第31、83、95項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　未定　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部　市民課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿波市役所　企画総務部　企画総務課　徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1　0883-36-8700 阿波市役所　市民部　市民課　徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1　0883-36-8710

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿波市役所　市民部　市民課　徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1　0883-36-8710

Ⅱ　しきい値判断項目

1．対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2．取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3．重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	所属長	市民課長　松岡　厚子	市民課長　阿部　仁子	事後	
平成29年8月22日	Ⅰ　５．②所属長	市民課長　阿部　仁子	市民課長　大木　悠子	事後	
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	（なし）	（項目を追加）	事後	
令和2年6月12日	所属長	市民課長　大木　悠子	野﨑　順子	事後	
令和5年12月28日	Ⅰ関連情報　3個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一第31項	番号法第9条第1項　別表第一第31、83、95項	事後	
令和5年12月28日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年12月28日	Ⅱしきい値判断項目　2取扱者数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	